

会議の名称	令和7年度 第2回八雲町介護保険事業運営委員会
日時	令和8年2月24日（火） 13時30分～14時00分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ ふれあいホール
出席者	委員17名（欠席2名） 傍聴者1名

会議の処理、てん末

令和7年度 第2回八雲町介護保険事業運営委員会

1. 開会宣言

○保健福祉課長より

本日は、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆さま方には、日頃から町保健福祉行政の推進にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

開催に先立ちまして、委員に関する報告になります。

本委員会及び八雲町地域包括支援センター運営協議会の委員であった成田前副町長の退任に伴い、新たに副町長に就任されました竹内副町長が委員となりました。ここで竹内副町長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

～【副町長挨拶】～

ありがとうございました。

次に、八雲町民生委員協議会 会長の 能代 常男 さんが退任され、後任として、八雲町民生委員協議会 副会長の 下里 晃 さんに委員となつていただくこととなりました。ご快諾をいただき誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ち委嘱状の交付をさせていただきます。委員になりました下里副会長は自席でお待ちください。

～【町長より委嘱状の交付】～

それでは、議事に入ります前に、新しく委員となつた下里副会長より、自己紹介を頂戴したいと思います。

（自己紹介終了後）

ありがとうございました。

それでは、これより令和7年度第2回介護保険事業運営委員会及び第2回八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、萬谷町長よりご挨拶申し上げます。

2. 町長挨拶

○町長より開催にあたっての挨拶

3. 議題

○保健福祉課長より

事前に送付いたしました議題に関するのですが、事務局からの説明は概要のみご説明させていただきます。ご理解の程よろしくお願ひします。

また、追加で報告及び協議事項がございます。資料の方を追加で配布しておりますので、ご確認いただきながら進めさせていただければと思ひます。

それでは、早速議事にはいります。ここからの議事の進行については、大野会長にお願いいたします。

○会長より

それでは、ここから、私の方で進行させていただきます。本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例に規定する非公開情報が含まれておりませんので全部公開として開催したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

本日の会議ですが、先に八雲町介護保険事業運営委員会を開催し、終了後、引き続き八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催するという流れで進めさせていただきますと思います。

(1) 報告事項

① 第10期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査について

○会長より

それでは、令和7年度第2回八雲町介護保険事業運営委員会を開催いたします。議題(1)報告事項、「① 第10期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査について」、事務局より説明を求めます。

○事務局より

1 ページをお開きください。はじめに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について説明させていただきます。

「高齢者保健福祉計画」は、主な福祉サービスの見込量や高齢者福祉事業全般にわたり、必要な事項を定めるものです。「介護保険事業計画」は介護保険サービスや地域支援事業の見込量を定めるなど、介護保険事業に関して必要な事項を定めるものとなり、2つの計画は一体のものとして作成することとされています。

計画は3年毎に見直し、第10期の計画は令和9年度から11年度の分となり、8年度中に策定する必要があります。なお、第1号被保険者の介護保険料はこの計画において見込まれた事業費をもとに算出されます。

続いてアンケート調査ですが、1月より調査を実施しております。調査は、複数のアンケートからなり、一般高齢者と要介護認定者に向けた調査と、介護保険事業に対して3つ調査を行っております。

それぞれの調査の概要ですが、ひとつめが「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」となり、高齢者のリスクや、社会参加状況を把握し、地域診断に活用するものです。介護認定者を除く高齢者のうち、1,500名を無作為に抽出して郵送によりアンケートを依頼しております。

2 ページをお開きください。ふたつめが「在宅介護実態調査」です。

「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するためのものです。要介護認定者のうち居宅サービス利用者 226名を対象とし、町内のケアマネジャーにご協力いただきまして、回収を行っております。

以下、在宅生活改善調査、居宅変更実態調査、介護人材実態調査については、

介護保険事業所へのアンケート調査であり、ニーズ調査と在宅介護実態調査を補完するものとなります。

これらの調査につきましては、今後集計及び分析を進めることとなります。

3ページをご覧ください。計画策定のスケジュールとなります。

①お話ししましたとおりアンケート調査となります。

②5月～8月にかけて 施策・事業の実施状況の評価及び課題の取りまとめを行います。7月に開催予定の令和8年度第1回介護保険事業運営委員会において、アンケート結果などについて確認していただく予定です。

③7月～12月に 計画目標量を設定いたします。

④計画の骨子(こっし)案(あん)と素案を9月～2月に作成いたします。

骨子案については 11月に開催予定の運営委員会において、素案については12月に開催予定の運営委員会において協議いただくこととなります。

⑤2月にパブリックコメントを実施し、3月に計画確定となります。

8年度は計画策定年度となり、皆様方には複数回ご協議いただくこととなります。また、計画策定の進捗によって運営委員会の開催時期が前後いたしますが、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上、報告事項1の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・意見等ございましたら、発言願います。

○委員より

なし。

(2) 協議事項

①地域密着型サービス事業所の指定更新について

○会長より

それでは、次に議題(2)協議事項「①地域密着型サービス事業所の指定更新について」ですが、八雲町介護保険事業運営委員会設置要綱第6条第3項に基づき、当該事業所又はその設置法人に属する委員は、当該事項の審議から除くことになっておりますので、下川部委員におきましては一時退室をお願いいたします。

(下川部委員退出後)

それでは事務局より説明を求めます。

○事務局より

議案4ページをご覧ください。平成18年4月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され介護保険事業者の指定については、6年毎に更新することが義務付けられており、地域密着型サービス事業所の指定、指定の更新にあたっては、介護保険法の規定に基づき当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないということから、適切な運営を確保するために介護保険事業運営委員会を設置し、協議、ご意見をいただいて指定等を行っているところです。

このたび申請者から提出された書類は、必要最低限の様式のみお示ししており

ますのでご了承願います。

それでは、今回、指定更新申請書が提出されたのは、申請者「社会福祉法人 八雲会」、地域密着型サービスの種類は「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、事業所の名称は「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 厚生園」、事業所所在地は「八雲町大新47番地4」、入所定員は「14人」、現指定年月日は「令和2年4月1日」であり満了日が「令和8年3月31日」となっております。

別紙1をご覧ください。1ページの上段にはユニット型地域密着型介護老人福祉施設の定義及び基本方針を、1ページ中段から下段までは人員基準、2ページには設備基準、3ページ以降は運営基準を掲載しております。

申請者から提出された書類を審査したところ、必要な基準を満たしていることを確認したことから、更新指定年月日を「令和8年4月1日」、更新指定満了年月日を「令和14年3月31日」としております。

以上、簡単ではございますが、(2)協議事項の説明とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・意見等ございましたら、発言願います。

○委員より

なし。

○会長より

地域密着型サービス事業所の指定更新については全員一致で承認いたしました。
(下川部委員再入室後)

指定更新について、全員一致で承認いたしましたが、今後も介護保険関係法令を順守した事業運営の継続を期待しております。

追加議題

(1) 報告事項

①地域密着型サービス事業所の廃止について

(2) 協議事項

①地域密着型サービス事業所の新規指定について

○会長より

それでは、次に追加議題として配布されておりました(1)報告事項「①地域密着型サービス事業所の廃止について」、及び(2)協議事項「①地域密着型サービス事業所の新規指定について」に関して、報告事項と協議事項にはなりますが、関連がありますので、一括して事務局より説明を求めます。また、八雲町介護保険事業運営委員会設置要綱第6条第3項に基づき、当該事業所又はその設置法人に属する委員は、当該事項の審議から除くことになっておりますので、安田委員におかれましては一時退室をお願いいたします。

(安田委員退出後)

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局より

本日追加でお配りしております議案の1ページをご覧ください。

まず、(1) 報告事項 地域密着型サービス事業所の廃止についてです。この度、社会福祉法人 八雲町社会福祉協議会にて運営を行ってまいりました、指定八雲デイサービスセンターについて、令和8年3月31日にて廃止することから今月6日付で廃止届が提出されました。廃止に伴い利用者に対する措置については、次に説明させていただきます(2) 協議事項に関連することから、続けてご説明をさせていただきますと思います。

3ページをご覧ください。(2) 協議事項 地域密着型サービス事業所の新規指定についてです。今月2日付で新たに地域密着型サービス事業所の新規指定申請がございました。なお、申請者から提出された書類は、必要最低限の様式のみお示ししておりますのでご了承願います。

今回、申請書が提出されたのは、申請者「社会福祉法人 溪仁会」、地域密着型サービスの種類は「地域密着型通所介護」、事業所の名称は「社会福祉法人 溪仁会 八雲デイサービスセンター」、事業所所在地は「八雲町栄町13番地1」、利用定員は「18人」、指定年月日は「令和8年4月1日」であり、満了日は「令和14年3月31日」となっております。

厚生労働省令の基準に照らし内容を確認、また9日に実地調査を行いました。別紙2をご覧ください。1ページ上段には地域密着型通所介護の定義及び基本方針を、1ページ中段から下段にかけては【人員基準】を、2ページ上段には【設備基準】、2ページ中段から3ページには【運営基準】について記載しております。

申請者から提出された書類を審査し、厚生労働省令基準を満たしていると判断、また併せて2月9日に実施しました実地調査からも、指定を行うにあつての基準を満たしていると判断し、社会福祉法人 溪仁会から申請のありました地域密着型サービス事業所の新規指定を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、廃止する社会福祉法人 八雲町社会福祉協議会 指定八雲デイサービスセンターの利用者に対する措置について、本来廃止届に記載すべきところではありますが、新事業所の運営が確定次第、利用者へ説明等を行い、対応を行うこととさせていただきます。対応が完了次第、事業者より改めて報告をしていただき、確認を行いたいと思います。

以上、(1) 報告事項 地域密着型サービス事業所の廃止について 及び(2) 協議事項 地域密着型サービス事業所の新規指定について の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・意見等ございましたら、発言願います。

○委員より

なし。

○会長より

地域密着型サービス事業所の新規指定については全員一致で承認いたしました。
(安田委員再入室後)

新規指定について、全員一致で承認いたしましたが、介護保険関係法令を順守した、事業運営を期待しております。

4. その他

○会長より

続きまして、「4 その他」について、一括で事務局より説明を求めます。

○事務局より

来年度の本委員会の開催予定回数についてですが、計画策定年度ということもあり合計4回を予定しております。第1回目の開催については7月下旬を予定しておりますが、それ以降の開催については随時ご連絡いたします。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・意見等ございましたら、発言願います。

○委員より

なし。

5. 閉会宣言

○会長より

これで、第2回八雲町介護保険事業運営委員会を閉会いたします。